

# 指定給水装置工事事業者のみなさまへ

横須賀市上下水道局より大切なお知らせ

**2019年10月1日より  
指定給水装置工事事業者制度は  
5年ごとの更新が必要になります**

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、  
「水道法の一部を改正する法律」が、2019年10月1日に施行されます。

- 指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。  
※現行制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります（下表参照）

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10.4.1~H11.3.31	改正法施行日の前日から1年：2020年9月29日まで
H11.4.1~H15.3.31	2年：2021年9月29日まで
H15.4.1~H19.3.31	3年：2022年9月29日まで
H19.4.1~H25.3.31	4年：2023年9月29日まで
H25.4.1~R1.9.30	5年：2024年9月29日まで

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、**郵送（DM便）にて通知をします。**  
なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

- 指定更新の要件は**水道法第25条の3（指定の基準）**を準用し、下記の確認を行います。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

## ●更新申請に必要な書類

- ※水道法第25条の2を準用
- ・様式第1及び第2
  - ・機械器具調書
  - ・定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票（個人）
  - ・選任する主任技術者の確認書類（免状又は技術者証等）

## ◎指定更新申請時に4項目の確認を行います

※事業の運営に関する基準（法第25条の8及び法施行規則第36条）に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

- i. 指定給水装置工事事業者の講習会の受講状況
- ii. 指定給水装置工事事業者の事業内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
- iii. 給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- iv. 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

## ◎4項目確認資料

- ・講習会の受講修了証等
  - ・外部研修の受講実施履歴等
- ※自社内研修は証明不要
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無

◇更新申請についてのお問い合わせは  
技術部給排水課 Tel:046-822-8623